

# 長崎県地域防災計画

南海トラフ地震防災対策推進計画 編

令和7年1月修正

長崎県防災会議



目 次

第1章 総則	1
第1節 推進計画の目的	1
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域	1
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第4節 南海トラフ地震の想定	1
第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	4
第1節 活動体制の確立	4
第2節 情報伝達体制の確立	4
第3章 関係者との連携協力の確保	5
第1節 資機材、人員等の配備手配	5
第2節 他機関に対する応援要請	5
第3節 帰宅困難者への対応	5
第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節 津波からの防護	6
第2節 津波に関する情報の伝達等	6
第3節 避難対策等	6
第4節 消防機関等の活動	6
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	6
第6節 交通対策	7
第7節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策	7
第8節 県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する事項	7
第9節 迅速な救助	7
第10節 地震防災上、緊急に整備すべき施設に関する事項	7
第5章 時間差発生等に備えた対応	8
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	8
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 （巨大地震警戒対応）	8
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 （巨大地震注意対応）	11
第6章 防災訓練計画	13
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	14



## 第1章 総則

### 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された区域は次のとおり。

【令和7年7月2日 内閣府告示第107号】 長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、西海市、五島市雲仙市、新上五島町

### 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編 第1章 第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

### 第4節 南海トラフ地震の想定

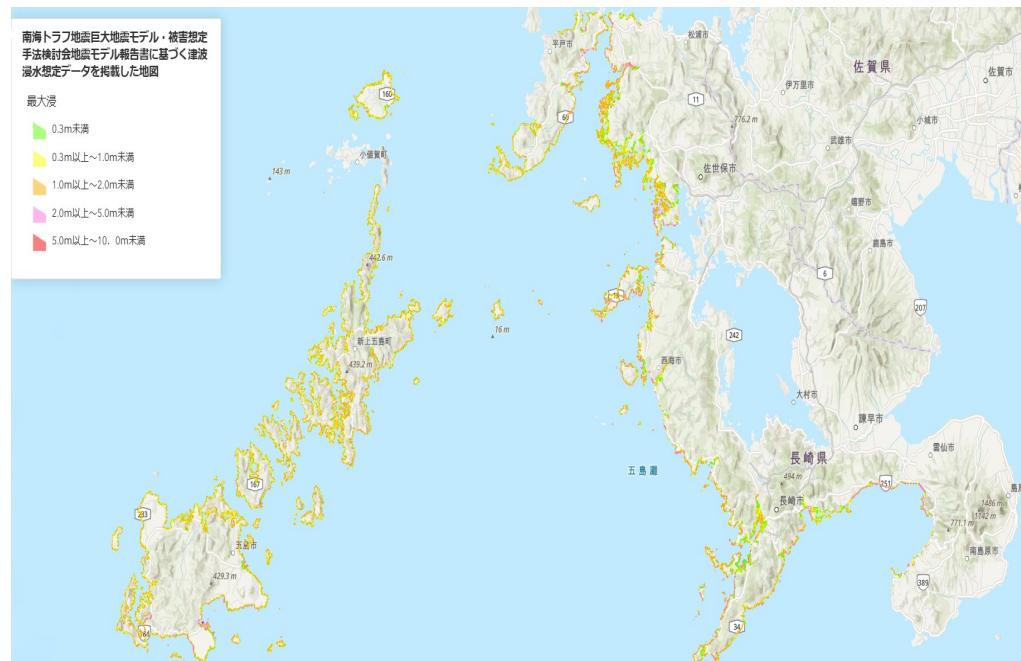
#### 1. 想定地震及び津波の概要

国の南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会において、平成24年の報告以降に得られた科学的な調査・研究成果に基づく、最新の知見を踏まえて、地震モデルや推計手法等の見直しの検討を行い、最大クラスの地震、津波高、浸水区域等のデータが、令和7年3月31日に公表された。

## 第1章 総則

### 各市町の震度、津波高、津波到達時間、浸水面積の一覧

	震度		最大津波高【m】		津波到達時間【分】		浸水面積【ha】	
	(推進地域項目)		(推進地域項目)		(1.0m)		(30cm)	
市町名	H24	R6	H24	R6	H24	R6	H24	R6
長崎市	5弱	5弱	4	4	148	141	390	500
佐世保市	4	4	4	4	182	173	270	330
島原市	5弱	5弱	-	-	-	-	-	-
諫早市	5強	5弱	3	4	165	152	30	30
大村市	5弱	5弱	-	-	-	-	-	-
平戸市	4	4	3	3	189	186	100	120
松浦市	4	4	-	-	-	-	10未満	10未満
対馬市	4	4	-	-	-	-	-	-
壱岐市	4	4	-	-	-	-	-	-
五島市	4	4	4	4	127	127	300	390
西海市	5弱	4	4	4	150	150	130	180
雲仙市	5強	5弱	3	4	163	161	20	20
南島原市	5強	5強	3	3	-	-	30	100
長与町	4	4	-	-	-	-	-	-
時津町	4	4	-	-	-	-	-	-
東彼杵町	4	4	-	-	-	-	-	-
川棚町	4	4	-	-	-	-	-	-
波佐見町	4	4	-	-	-	-	-	-
小值賀町	4	4	3	3	-	-	70	70
佐々町	4	4	-	-	-	-	-	-
新上五島町	4	4	3	3	147	146	190	210



## 2. 被害の想定

想定される最新ハザードを対象にし、最新の知見に基づく手法や地形データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等を踏まえ、被害想定を見直し、そのデータが、令和7年3月31日に公表された。

### 長崎県で被害が最大となる場合の想定

※すべて約数です。

	種別	単位	数量	平成24年報告	備考（※令和7年公表データについて）
建物被害	全壊・焼失棟数	棟	700	400	津波700,液状化10
	半壊棟数	棟	6,300	—	揺れ10,液状化40,津波6,200
人的被害	死者数	人	500	80	早期避難率が低い場合
	負傷者数	人	200	40	建物倒壊10,津波200
	要救助者	人	1,100	400	津波によるもの。早期避難率が低い場合
避難者数	1日後	人	29,000	18,000	
	1週間後	人	9,200	1,900	
	1か月後	人	7,600	1,800	
断水人口	1日後	人	2,200	1,800	
	1週間後	人	700	600	
	1か月後	人	0	0	
下水道支障人口	1日後	人	25,000	4,200	
	1週間後	人	20,000	3,200	
	1か月後	人	3,000	500	
停電件数	1日後	軒	270,000	700	
	4日後	軒	3,700	700	
	1週間後	軒	3,700	700	

## 3. 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の昭和東南海地震、1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。このため、県及び市町は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

## 第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

### 第1節 活動体制の確立

(震災対策編関係課、関係機関)

県は、南海トラフ地震が発生した場合、震災対策編 第3章 第1節「防災関係機関の活動」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

### 第2節 情報伝達体制の確立

(震災対策編関係課、関係機関)

南海トラフ地震発生時は、震災対策編 第3章 第2節「情報活動」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

## 第3章 関係者との連携協力の確保

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

(震災対策編関係課、関係機関)

#### 1 物資等の調達手配

被災者に対して行う食料その他の成果必需品については、震災対策編第3章 第7節「広域応援活動」、第12節「地域への救援活動」に定めるところによる。

#### 2 人員の配備

県は、管内の市町における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとし、震災対策編 第3章 第7節「広域応援活動」に定めるところによる。

### 第2節 他機関に対する応援要請

(震災対策編関係課、関係機関)

県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得るための応援要請については、震災対策編 第3章 第6節「自衛隊の支援」第7節「広域応援活動」による。

### 第3節 帰宅困難者への対応

(震災対策編関係課、関係機関)

帰宅困難者への対応については、震災対策編 第3章 第9節「避難活動」に定めるところによる。

**第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項****第1節 津波からの防護**

(震災対策編関係課、関係機関)

南海トラフ地震の津波からの防護については、震災対策編 第2章 第5節「防災都市・地域づくり計画」、第6節「地震防災緊急事業5ヶ年計画」に定めるところによる。

**第2節 津波に関する情報の伝達等**

(震災対策編関係課、関係機関)

南海トラフ地震発生時の情報伝達については、震災対策編 第3章 第1節「防災関係機関の活動」、第2節「情報活動」の定めるところによる。

**第3節 避難対策等**

(震災対策編関係課、関係機関)

南海トラフ地震発生時の避難対策等については、震災対策編 第2章 第1節「防災知識・思想の普及」第11節「避難地・避難路の整備」第3章 第9節「避難活動」の定めるところによる。

**第4節 消防機関等の活動**

(震災対策編関係課、関係機関)

南海トラフ地震発生時の消防機関等の活動については、震災対策編 第3章 第1節「防災関係機関の活動」の定めるところによる。

**第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係**

(震災対策編関係課、関係機関)

**1 水道**

南海トラフ地震発生時の水道事業者の活動については、震災対策編 第3章 第17節「防災関係機関の講ずる災害応急対策」に定めるところによる。

**2 電気**

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の退避時の照明の確保等が重要であることから、電力供給のための体制確保等の必要な措置を講じるとともに、火災等二次被害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するため、県が、国と調整し、決定した電源車等の配備先に対して、電気事業者は電源車の配備に努めるものとする。

**3 ガス**

南海トラフ地震発時のガス事業者の活動については、震災対策編 第3章 第17節「防災関係機関の講ずる災害応急対策」に定めるところによる。

**4 通信**

南海トラフ地震発時の電気通信事業者の活動については、震災対策編 第3章 第17節「防災関係機関の講ずる災害応急対策」に定めるところによる。

**5 放送**

南海トラフ地震発時の放送事業者の活動については、震災対策編 第3章 第17節「防災関係機関の講ずる災害応急対策」に定めるところによる。

## 第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第6節 交通対策

(震災対策編関係課、関係機関)

#### 1 道路

南海トラフ地震発生時の道路の交通安全対策については、震災対策編 第3章 第5節「緊急輸送活動」、第17節「防災関係機関の講ずる災害応急対策」に定めるところによる。

#### 2 海上及び航空

南海トラフ地震発生時の海上交通の安全対策については、震災対策編 第3章 第1節「防災関係機関の活動」、第2節「情報活動」、第17節「防災関係機関の講ずる災害応急対策」に定めるところによる。

#### 3 鉄道

南海トラフ地震発生時の鉄道の安全対策については、震災対策編 第3章 第17節「防災関係機関の講ずる災害応急対策」に定めるところによる。

#### 4 乗客等の避難誘導

南海トラフ地震発生時の鉄道の安全対策については、震災対策編 第3章 第17節「防災関係機関の講ずる災害応急対策」に定めるところによる。

### 第7節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

(震災対策編関係課)

南海トラフ地震発生時の災害応急対策については、震災対策編 第3章 第16節「県有施設及び設備等の対策」に定めるところによる。

### 第8節 県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する事項

(震災対策編関係課)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画第6章に基づき、適切に定めるものとする。

### 第9節 迅速な救助

(震災対策編関係課)

#### 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

南海トラフ地震発生時の消防機関の活動については、震災対策編 第3章 第1節「防災関係機関の活動」に定めるところによる。

#### 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

南海トラフ地震発生時の緊急消防援助隊の活動については、震災対策編 第3章 第7節「広域応援活動」に定めるところによる。

#### 3 実動部隊の救助活動における連携の推進

南海トラフ地震発生時の救助活動については、震災対策編 第3章 第7節「広域応援活動」に定めるところによる。

### 第10節 地震防災上、緊急に整備すべき施設に関する事項

(震災対策編関係課)

南海トラフ地震の防災対策にあたり、緊急に整備すべき施設に関する事項については、震災対策編 第2章 第5節「防災都市・地域づくり計画」 第6節「地震防災緊急事業5ヶ年計画」に関する計画に定めるところによる。

## 第5章 時間差発生等に備えた対応

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

(防災企画課、指定市町)

#### 1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や市町への情報の伝達、連絡調整のため、危機管理部職員による、情報連絡体制を設置する。

#### 2 広報

##### (1) 内容及び手段

県は、県ホームページ、防災ポータルなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

##### (2) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町に津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

(防災企画課、指定市町、警察本部、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、放送事業者、金融機関、水環境対策課、道路維持課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課、管財課、建設企画課)

#### 1 災害警戒本部の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置については、震災対策編 第3章第1節「防災関係機関の活動」、資料編 防災組織 (3) 災害警戒本部 長崎県災害警戒本部設置要領に定めるところによる。

#### 2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

##### (1) 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

県は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、震災対策編 第3章 第2節「情報活動」に定めるところにより、伝達する。

- ・県、指定市町、防災関係機関相互での伝達を行う。
- ・指定市町にあっては、地域住民等に対して伝達し、具体的なとるべき行動を併せて示す。
- ・県、指定市町は、その責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼びかけ、臨時情報や交通、ライフライン、生活関連情報等の地域住民に密接に関連する事項を周知するものとする。
- ・指定市町においても、災害警戒本部等必要な会議体を設置し、市町以外の防災関係機関においても、これに準じた組織を設置する。
- ・県、市町は、推進地域外の住民に対しても、臨時情報の内容について、周知し、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。
- ・県、指定市町は、地域住民からの問い合わせに対応できるよう窓口等の体制を整備するものとする。

##### (2) 災害応急対策の実施状況等の情報収集

県は、震災対策編 第3章 第2節「情報活動」に準じて、災害応急対策、その他臨時情報が発表されたあとの諸般の状況を具体的に把握し、必要な対応を伝達する。

##### (3) 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、震災対策編 第3章 第2節「情報活動」の定めるところによる。

### 3 広報等

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

県は、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。また、各市町は、推進地域外の地域住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

さらに、指定市町は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するよう努める。

#### (2) 災害応急対策の実施状況等に係る広報

県、指定市町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種の情報の収集に努める。

### 4 巨大地震警戒対応の期間等

県、指定市町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 5 関係機関等のとるべき措置

#### (1) 消防機関等

- ① 指定市町においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達などの対策を講ずる。
- ② 県は、指定市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な支援を実施する。

#### (2) 警備対策

県警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点とし、その対策を、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討するものとする。

- ・正確な情報の収集及び伝達
- ・不法事案等の予防及び取締り
- ・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

#### (3) 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

##### ①上下水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする

##### ②電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、電気の供給が災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給を継続することが不可欠である。このため、電気事業者は、電

力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

### ③ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

### ④通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒等）が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎の通信を確保することが不可欠である。このため、電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言ダイヤル等の安否確認に利用されるサービスの運用等、必要な措置に努める。

### ⑤放送

放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

## （4）金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

## （5）交通対策

### ①道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知するものとし、その内容については、今後の詳細な被害想定を踏まえ検討する。

イ 県及び指定市町は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ、情報提供するものとし、その方法については、今後の詳細な被害想定を踏まえ検討する。

### ②海上

海上保安部は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

### ③鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒等）が発表された場合、安全性に留意しつつ、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、必要な対策を講じるものとする。また、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に備え、当該情報が発表された場合の運行規制、避難誘導計画等の情報について、あらかじめ情報提供を行うものとする。

## 6 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 道路

県、指定市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討するものとする。この場合において、県、指定市町は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

### (2) 河川、海岸、港湾・漁港施設

県、指定市町は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置について、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討するものとする。

### (3) 庁舎等

県、指定市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討し、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県、指定市町は、非常用発電装置の準備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討するものとする。また、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制について、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ検討するものとする。

### (4) 工事中の建築物等に対する措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき、必要な措置についての方針を、今後の詳細な被害想定を踏まえ、検討するものとする。

## 7 滞留旅客等に対する措置

指定市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策について、今後の詳細な被害想定を踏まえ、関係機関と協議し、実施するものとする。

## 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

(防災企画課、関係各課)

### 1 災害警戒本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置については、震災対策編 第3章 第1節「防災関係機関の活動」、資料編 1 防災組織 (3) 災害警戒本部 長崎県災害警戒本部設置要領に定めるところによる。

### 2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

#### (1) 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

県は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、震災対策編 第3章 第2節「情報活動」に定めるところにより、指示等を伝達する。

- ・県、指定市町、防災関係機関相互での伝達を行う。
- ・指定市町にあっては、地域住民等に対して伝達し、具体的なとるべき行動を併せて示す。

## 第5章 時間差発生等に備えた対応

- ・県、指定市町は、その責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼びかけ、臨時情報や交通、ライフライン、生活関連情報等の地域住民に密接に関連する事項を周知するものとする。
- ・指定市町においても、災害に関する会議体を設置し、市町以外の防災関係機関においても、これに準じた組織を設置する。

### (2) 災害応急対策の実施状況等の情報収集

県は、震災対策編 第3章 第2節「情報活動」に準じて、災害応急対策の実施状況を報告する。

### (3) 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、震災対策編 第3章 第2節「情報活動」の定めるところによる。

## 3 広報等

### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

県は、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

## 4 巨大地震注意対応の期間等

### (1) 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける県及び市町の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

### (2) ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける県及び市町の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

## 第6章 防災訓練計画

(防災関係機関、防災企画課、関係各課)

県、指定市町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、今後の詳細な被害想定を踏まえ、年1回以上実施するよう努めるものとする。その際、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施することをあわせて検討する。

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(防災企画課、関係各課)

### 1 県、指定市町等の職員に対する教育

県、市町は、その職員等に対して、今後の詳細な被害想定を踏まえ、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとする。この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した、場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 住民への広報

県、指定市町は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報に努めるものとする。この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識・正確な情報の入手方法・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り、1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- ・現地の地理に不案内な観光客等に対する避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
- ・南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報に当たり留意する。





令和 7 年 11 月 19 日

長崎県地域防災計画  
(南海トラフ地震防災対策推進計画 編)

編集発行 長崎県防災会議  
(長崎県危機管理部防災企画課)